

議案第27号

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて

自動車事故に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償及び和解の相手方	損害賠償の額	和解の内容	損害賠償の原因
●●●●●● ●●●●●● ●●● ●● ●●	1,613,499円	損害賠償の額を左記のとおりとし、今後双方とも一切の異議又は請求の申立てをしない。	令和2年12月10日午前11時頃、都市整備部の職員が、北上市里分7地割地内のコンビニエンスストアの駐車場に公用車を停車させようとした際、運転操作を誤り、公用車を店舗外壁に衝突させ、店舗内で作業中の相手方を負傷させたものである。

令和3年7月15日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

自動車事故の和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものである。